



生徒指導通信

仙台市立八乙女中学校

No. 7 令和4年12月23日



冬季休業中の生活について

仙台市校外指導連盟

冬季休業中は、年末年始に関わる伝統行事があるとともに、学校生活から解放され、心理的開放感が大きくなる時期です。このことを踏まえ、自主的で規則正しい生活を心掛けるとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動をとり、社会的なルールを遵守して過ごしましょう。

1 交通事故防止について

- (1) 交通規則を守る姿勢を徹底し、事故に遭わないよう気を付けましょう。万が一、事故に遭い、被害者となった場合は、安易に「大丈夫」と答えずに必ず警察に通報しましょう。
- (2) 道路を横断は十分注意し、特に車両の直前・直後の横断や、路上への飛び出しはしないようにしましょう。また、道路の凍結時や積雪時は危険が高まるので、十分注意しましょう。
- (3) 踏切や曲がり角では、一度止まって安全確認を行いましょ。また、線路内への立ち入りや路上での遊びは絶対にしないようにしましょう。
- (4) 自転車事故が多発しています。次のことを留意しましょう。
 - ①ヘルメット着用と点検整備に務め、整備不良(ライト・ブレーキ等)の状態では乗らないこと。
 - ②次のような自転車の運転は交通違反です。絶対に行わないこと。
 - ・無灯火、二人乗り、並列走行、ヘッドホンやイヤホンを使用して音楽を聞いたりしながらの運転
 - ・傘さし運転、携帯電話やスマートフォンを使用しながらの運転(宮城県道路交通規則第14条第3号・第11号、仙台市自転車の安全利用に関する条例参照)

2 校外生活について

- (1) 「感染防止の3つの基本」(身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い)を徹底し、「3つの密」(密集・密接・密閉)を回避する新型コロナウイルス感染症拡大防止の行動に努めましょう。
- (2) 外出する際は、家族に目的・帰宅時間を告げてから出かけましょう。また、中学生は午後5時までに帰宅することが原則です。午後5時以降の外出は原則として保護者同伴となります。ただし、習い事や児童館等の公共施設を利用する場合の帰宅時間は、保護者の責任と判断によるものとなります。なお、午後5時以降に中学生のみで外出している場合には、警察や補導員、巡視員の方々から声掛けの対象となります。クリスマスや年末年始の盛り場、元朝参り、どんと祭などの場合でも、夜11時以降の深夜徘徊は、即補導の対象となります。(宮城県青少年健全育成条例第36条参照)
- (3) ゲームセンター(大型スーパー内のゲームコーナーも含む)、カラオケボックス、インターネットカフェなどへの出入りは、中学生同士では禁止とし、保護者同伴で出入りする場合は、保護者の責任において健全な利用をお願いします。ただし、問題行動や事故が多発しているゲームセンター等については、保護者同伴でも自粛すること。なお、保護者同伴であっても、法律及び条例で規制されている店舗については、それらを優先して対応すること。
(宮城県青少年健全育成条例第30条、第34条、第36条参照)
- (4) 年末年始には、お年玉等によって所持金が多くなり、例年それを標的とした恐喝事件が多発しています。初売り等に出かける際は、不必要な金銭を持たないこと。服装の乱れや派手さが目立つ生徒が被害に遭うケースが多いので、注意すること。
- (5) 年末年始は、デパート・大型スーパー・コンビニエンスストア等での万引きが多くなっています。万引きは犯罪(窃盗)です。万引きしないことはもちろん、店舗等における事故防止に努めること。
- (6) 不審者・変質者・通り魔等による被害を少なくするために、外出の際は防犯ブザーを携帯するなど、身の安全を守ること。
- (7) スキーやスケートを行う際は、安全面に留意しましょう。特にスケートについては、池・沼・河川及び湖では絶対にしないこと。釣りをを行う際の事故にも気を付けましょう。スキー・スケート場を利用する場合は、係員の指示に従い、公共のマナーを守りましょう。
- (8) タバコを簡単に手に入れることができないよう、ご家庭での管理の徹底をお願いします。
- (9) 性非行が増加しています。性犯罪・トラブルの加害者・被害者にならないように、望ましい健全な男女関係のあり方について考えましょう。

- (10) 地震発生の際には、避難訓練で行ったことを思い起こし、自分の身の安全を確保するとともに迅速な避難を心掛けましょう。

3 スマートフォン・携帯電話の使用やインターネットの活用について

- (1) 「青少年インターネット環境整備法」に基づき、保護者の皆様は生徒のスマートフォン等の利用状況を把握するとともに、フィルタリングソフトを活用させ、インターネットを適切に利用させることが責務です。ご協力をお願いします。
- (2) スマートフォン等の使用におけるトラブルが増加傾向にあります。使用する際には各家庭で活用のルールを作り、トラブルの未然防止に努めましょう。(利用制限を作る、個人情報を守る方法を身に付ける、保護者とともに使用する、など)
- (3) 有害サイトにアクセスして高額請求を受けるケースや、SNS等の利用により名前や住所などが知られてしまったり、不適切な画像・動画等がアップされたりするケースが目立っています。画像・動画を含めた個人情報の流出により、個人や自宅が特定され、相手及び自分自身が被害者となるケースもあります。トラブルの被害に遭わないよう、気を付けましょう。
- (4) SNS上で仲間はずれをすることや悪口を書くことはいじめであり、かつ犯罪行為でもあるので、他者を不快にさせるような内容も含め、不適切な内容を決して書き込まないこと。もし、不適切な書き込み等を見つけた場合は、家族や学校等に相談すること。
- (5) ゲーム機を利用して、他者と簡単なメッセージのやりとりを行うことができるため、ゲーム通信などを利用したトラブルが発生しています。スマートフォンや携帯電話だけではなく、通信機器全般について、利用時間を含めて適切な使用を心掛けましょう。

4 事件・事故に巻き込まれてしまった場合について

- (1) 不審者・変質者・通り魔等による身の危険を感じたら、自分の身の安全を第一とし、速やかに危険から離れましょう。その際に周りに誰かいれば、周りの人々へ助けを求めましょう。
- (2) 自分の安全が確保されたら、周囲の方々をお願いし、まず警察へ連絡をしましょう。
- | | | | |
|------|----------|-------|----------|
| 泉警察署 | 375-7171 | 南光台交番 | 272-2526 |
|------|----------|-------|----------|
- ※ 最寄りの交番・警察署の電話番号が思い出せない場合には110番通報を行いましょう。
- (3) 事件や事故の内容については、状況が落ち着いてから学校へも連絡してください。
- | | |
|--------|----------|
| 八乙女中学校 | 234-1414 |
|--------|----------|
- (4) 「こども110番」の家・店の場所を確認しておきましょう。「こども110ばん通報協力タクシー」「学校防犯車両(仙台・まもらいだー)」も安全を守るために活動しているので、身の危険を感じたら助けを求めましょう。

5 その他

- (1) 冬季休業中は学校内外に関わらず、仙台市内小中学校の教職員が、全市的な立場で指導にあたります。他校の教職員や校外指導関係者からの声掛けに対し、好ましい態度をとるようにしましょう。
- (2) 塾などで他校の生徒と関わる機会が増える時期です。トラブルに発展することのないよう、十分に気を付けること。
- (3) 冬季休業中の生活設計をし、早寝早起きを心掛けて規則正しい生活を送りましょう。自主的で、充実した生活を送ることができるようにしましょう。

3年生は1/6、1・2年生は1/10 元気に登校してきてください!